

知財法務の勘所Q & A（第69回）

M&Aの知財DDにおける留意事項



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
弁護士 村上 遼

Q1 会社（買主）が他の会社（対象会社）とM&Aを行うにあたり、対象会社の知的財産分野のデュー・ディリジェンスを行うことになりました。知的財産分野のデュー・ディリジェンスでは、一般的にどのような事項が調査されますか。

A1 法務の観点からの一般的な調査事項は、①対象会社自身が保有する知的財産に関する事項、②対象会社がライセンスをし、又はライセンスを受けている知的財産に関する事項、③職務発明、職務考案及び職務創作（意匠）に関する事項、④知的財産関連の紛争に関する事項、⑤知的財産の管理に関する事項、⑥共同研究・開発に関する事項に大別できます。さらに、より技術的な観点からの調査も行う場合は、⑦出願中の特許の詳細な状況・登録見込みの調査、⑧登録済みの権利の有効性の調査、⑨第三者の特許を侵害する可能性に関する調査（いわゆるFTO調査）又は対象会社が行ったFTO調査のレビューを行うこともあります。

～知的財産デュー・ディリジェンスにおける調査事項の決定～

M&A（本稿では、マイノリティ出資や事業提携を含む広い意味で用います。）における知的財産デュー・ディリジェンス（以下「知財DD」といいます。）は、他分野のデュー・ディリジェンス（以下「DD」といいます。）と同様、そもそも当該M&Aを実行すべきか、実行するとして、いかなる価格・条件において実行すべきかの適正な意思決定のために行うものですので、最終的には、事案ごとに、客観的に適切な調査範囲を確保しつつ、買主（本稿では、出資者や事業提携の実行者を含む意味で用います。）のニーズを踏まえて決定されます。M&Aにおいては、主に弁護士・法律事務所が行う法務DDのほか、公認会計士・会計事務所が行う財務DD、主に税理士・税理士事務所が行う税務DD、ビジネス・コンサルタント又は買主自身が行うビジネスDDが並行して行われることが一般的であり（事案によっては、さらに、人事や年金・保険の問題にフォーカスした人事DD、企業グループからの離脱に伴う問題にフォーカスしたカーブアウトDD、ITの問題にフォーカスしたDD、環境問題にフォーカスした環境DDなどが行われることがあります。）、知財DDは、法務DDの一部として位置付けられることが多いといえます。

法務DDの一環として行われる知財DDにおける一般的な調査事項は、上記①～⑥に大別でき